**保安機関の保安業務規程の認可・変更認可申請**

**「保安業務規程の認可申請」**

関係法令等　法第３５条第１項・第２項、規則第３９条第１項・第２項　その他

◎　保安機関は、保安業務に関する規程を定め、その認定を行った広域振興局等から当該規程の認可を受けなければなりません。

◎　保安業務規程の認可申請は、保安機関の認定申請と同時に行ってもよい。（法律上は保安機関の認定後に保安業務規程の認可申請を行うこととなっている。）

◎　必要書類

１　保安業務規程認可申請書（様式第１７）

　２　保安業務規程

　３　保安業務計画書（様式第１３）

◎　手数料　　　無

**「保安業務規程の変更認可申請書」**

関係法令等　法第３５条第１項・第２項、規則第３９条第３項　その他

◎　保安機関は、保安業務規程を変更する場合、認定を受けた広域振興局等から当該規程の変更認可を受けなければなりません。

◎　必要書類

１　保安業務規程変更認可申請書（様式第１８）

２　保安業務規程

３　保安業務計画書（様式第１３）